

情報開示告示の一部改正案について(概要)

別紙1

- 第一種指定電気通信設備の情報開示の在り方に関しては、平成23年12月情報通信審議会答申(「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」)において、「設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がある」との認識のもと、公正競争環境を一層整備する観点から、「配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要」との考えが示されている(あわせて、コロケーションリソースに関する考えも示されている)。
- 上記答申の趣旨を踏まえ、今般、接続事業者による光ファイバ等利用の判断を容易にするため、一層の開示が必要と考えられる情報について、情報開示告示の一部改正を行うもの。改正案に対する意見募集の結果を踏まえ、施行する予定。

新設する開示手続	開示手法	有償/無償	開示内容	目的	[参考] 調査期間
① 収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報の公開	HPによる開示	無償	<ul style="list-style-type: none"> 収容局ごとの光配線区画数 収容局ごとの加入電話等敷設数※1 加入電話等敷設数の多寡により分類した光配線区画数 	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者が、シェアドアクセスに参入する収容局を選定するに当たり、参考となる情報を得ることが可能となる。 	—
② 収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査	— (要望の都度) 個別開示	—	<ul style="list-style-type: none"> 局舎のカバーエリア内における光配線区画ごとの外縁に位置する電柱等設備※2の座標情報 	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者が、シェアドアクセスを展開するに当たり、光配線区画の概形を把握可能となる。 	約1ヶ月
③ 光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査	②の手続により調査した収容局について、要望した場合に開示	—	<ul style="list-style-type: none"> 光配線区画ごとの加入電話等敷設数※1 	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者が、シェアドアクセスを展開するに当たり、光配線区画の大まかな需要を把握可能となる。 	1週間程度
④ 収容局ごとのシングルスターとシェアドアクセスを利用している接続事業者数の公開	HPによる開示	無償	<ul style="list-style-type: none"> 収容局ごとのシングルスターとシェアドアクセスを利用している接続事業者数 	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者は、シングルスターとシェアドアクセスの別による他の接続事業者のF T T Hの参入状況を事前に把握可能となる。 	—
⑤ 収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期の開示	電子メール等による開示	—	<ul style="list-style-type: none"> 収容局ごとのコロケーションリソースの空きがない場合における空きが生ずる予定時期 	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者がコロケーション設備を設置するに当たり、空き状況に関する予見可能性が高まる。 	—

※1 加入電話、ISDN、メタル専用線及びメタルの保留回線に係る回線数の合計 ※2 電柱の他ハンドホールを含む